居宅介護支援の事業に関する基準省令に係る平成30年度からの

改正点について

①　管理者の条件が、介護支援専門員から主任介護支援専門員となること（３年の経過措置あり）

②　利用者がサービス提供事業者を複数紹介するよう求めることができることの明確化

③　国が定める回数を超える訪問介護（生活援助主体のもの）回数を計画する場合の市町村への届け出義務（10月からの予定）

④　利用者が入院する場合に担当ケアマネの連絡先を医療機関に伝えるようにケアマネジャーが利用者に求めること

⑤　介護保険サービス事業者から入手した利用者の服薬状況、口腔機能等必要な情報を利用者の同意のもとケアマネジャーが主治医に伝えること

⑥　利用者が訪問看護、通所リハビリ等の医療サービスを利用する場合にケアマネジャーは、主治医の意見を聞かなければならないが、その場合に作成したケアプランを主治医に交付すること